

議案第 1 1 3 号

税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例及び大田原市公共
下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例及び大田原市公共下水道事
業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

大田原市長 津 久 井 富 雄

税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例及び大田原市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

(税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正)

第1条 税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(昭和41年条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(大田原市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和58年条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例附則第3項及び第2条の規定による改正後の大田原市公共下水道事業受益者負担に関する条例附則第4項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。